

安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例施行規則を廃止する等の規則

(安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例施行規則の廃止)

第1条 安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例施行規則（平成25年安中市規則第30号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(旧規則の暫定的効力)

第2条 安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例を廃止する等の条例（平成29年安中市条例第71号）第2条第1項に規定する課税免除の適用を受けている者並びに同条第2項及び第3項に規定する課税免除の適用を受けようとする者については、旧規則は、当該課税免除の対象となる期間が経過するまでの間は、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。